

金融税制研究会資料

金融・証券税制の あり方に関する私見

2010年 6月

(株)野村総合研究所未来創発センター主席研究員
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

大崎 貞和

基本的な考え方

- 包括的所得税論に依拠する総合課税は、金融資産への課税方法として必ずしも適切ではない。
 - 「足の速い」所得である金融所得が海外へ逃避する可能性。金持ちほど海外逃避を巧みに行える点にも留意すべき。
 - 「タンス預金」の増加が金融資産の有効活用を阻害する可能性。
 - そもそも金融所得は労働所得が蓄積されたもの。運用成績に個人の能力差や努力が著しく反映されるものでもなく累進課税は不要。
 - 歴史的にも金融資産への完全な総合課税は実現されたことがない。
- 幅広い金融商品を対象とする金融所得一体課税が望ましい。
 - 損益通算範囲を公社債、公社債投信、定期性預金等に早急に拡大。
 - デリバティブ、不動産関連商品なども視野に。金融商品間の中立性確保が重要。同じ経済的機能を果たす商品には同じ課税を。
 - 租税回避目的商品が金持ち向けに提供されやすいことにも留意。

簡素で分かりやすい課税の重要性

■投資手法に貴賤はない！

- 短期売買も市場の流動性向上と価格発見に寄与している。
- インカム・ゲインをキャピタル・ゲインよりも過度に優遇すれば「配当取り」等を誘発するだけ。
- デリバティブにもリスク・ヘッジ機能。「ヘッジ目的」とそれ以外を別扱いすれば、リスクテイクカーを市場から遠ざけ、ヘッジが不可能に。
- 個人は投資信託を買うべきなどと決め付けるのはおかしい。個別株の方が分かりやすいという声もある。

■特定口座を活用する実質源泉分離課税化が重要。

- 投資家(顧客)にとって取得価額の正確な把握や損益の正確な申告は大きな負担。
- これをほとんど不要としている特定口座は、世界に誇るべき画期的な仕組み。
- 同じ理由から複雑な優遇税制は評価されない。

■保険の取扱いについては、商品としての特性に留意すべき。

- 商品の経済的機能はデリバティブと同じとも言えるが、キャッシュフローが定期的が発生しないため一体課税にはなじみにくい。

いわゆる軽減税率について

- そもそも「軽減」税率と言っても、現行の課税方式で、とりわけキャピタル・ゲインに関して20%課税が行われたことは過去にもないという事実を忘れてはならない。
- 現行課税方式へ移行するまでは、申告分離課税では税率26%とされたが、源泉分離課税方式を選択することで、相当程度税負担を抑えることができた。
 - 源泉分離課税における税率は20%だとされていたが、売却額の5.25%をみなし利益とした上での話で実際の利益の20%が徴収されていたわけではない。
- 現行方式の導入は、取得価額の把握を徹底し、実際の利益の捕捉精度を高めることと同時に行われており、キャピタル・ゲインに対する「減税」が行われたわけではない。
- 20%が「本来の税率」であることは当初から認識されていたが、20%への「復帰」が単なる増税になることがないように、金融所得課税の一体化を進め、損益通算範囲を拡大することが念頭に置かれていた。
- 金融所得課税の一体化が配当と譲渡損失の通算という段階で停滞している中で、「本来の税率」への復帰だけを急ぐことには問題が多い。

その他重要な論点について

■ 配当二重課税の調整

- 理論的には小さな問題ではないが、法人税率を引き下げれば影響を抑えることが可能。
- 配当を別扱いすることで、節税商品や不自然な取引手法が増加したり、複雑な税制を嫌う投資家が市場から離れる弊害を懸念。

■ 証券投資優遇税制のあり方

- 国際的にみて預貯金への偏りが顕著な日本の金融資産構造を変化させることは重要。
- 成長産業への資金供給という観点からも証券投資の活性化が望まれる。
- 高齢化が進み、社会保障制度の持続性が懸念される中、自助努力による資産形成を国がサポートすることは重要。
- 軽減税率の廃止が「激変」とならないための緩和措置という観点も重要。
- 有価証券に投資する個人の4割強が年収300万円未満、約7割が500万円未満。証券投資優遇は「金持ち優遇」ではないという認識が必要。
- 英国のチャイルド・トラスト・ファンドや米国の529プランなどを参考にした教育資金形成促進策も有効。

■ 税制の変更時期

- 金融機関のシステム対応、顧客への周知期間に十分配慮すべき。